

役員報酬等支給規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人南陽会役員等（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償の額及び支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長に年額45万円を支給する。但し、週に一回以上勤務することとする。支払いに関しては、年度末3月15日に行う。

(費用弁償)

第3条 役員が理事会、評議員会等の召集に応じ、又は公務の為旅行したときは、実費弁償として旅費を支給する。旅費額は、別表の通りとする。

(その他)

第4条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日より施行する。

理事及び監事の費用弁償に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月30日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月23日より施行し、平成25年4月1日より適用する。

別 表

区分	旅費						
	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃（1軒につき）	日当（1日につき）	甲地方	乙地方
理事及び監事	社会福祉法人南陽会 旅費規則の適用を受ける			25円	3,000円	11,000円	10,000円
評議員	職員の例による。			25円	2,500円	11,000円	10,000円

備考：甲地方は、東京23区及び政令指定都市とし、乙地方は、それ以外の地域とする。

第1号様式

理 事 会 出 席 簿

第 回社会福祉法人南陽会理事会
平成 年 月 日午前・午後 時 分開会
事務局

職名	氏名	印	欠席、早遅参の理由

第2号様式

議 案 整 理 簿

番 号	件 名	提出月日	議決月日	議 決 内 容 又 は 経 過